

別添5 互助会会員証の取扱い変更について

マイナンバーカードの保険証利用により、共済組合員証が交付されなくなることに準じた取扱いとします。

1. 新規発行について

会員への紙媒体の互助会会員証の新規発行は原則行いません。

2. 今後の会員資格確認方法について（①～④のいずれかを提示する。資格情報のお知らせは使えません。）

① 共済組合員でマイナンバーカードを保険証として利用する会員

マイナポータル・保険者情報の「地方職員共済組合広島県支部」を提示することにより会員証に代えます。マイナポータルの閲覧ができない者については、申請書の提出により一年度に限り有効な会員証を発行します。

マイナポータルの画面

保険者が「地方職員共済組合広島県支部」であることを確認できる画面①

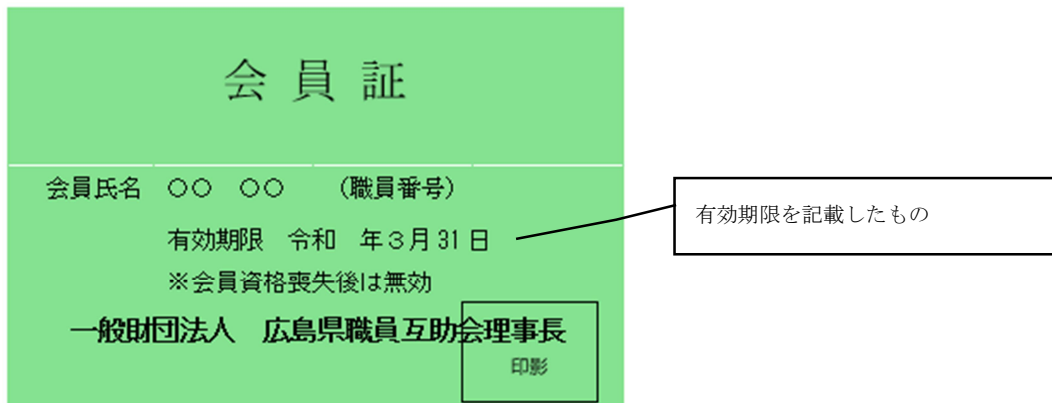
資格情報	
① この情報は画面下部から保存できます。	
区分	
交付年月日	
記号	地・広島
番号	000000
枝番	00
フリガナ	〇〇〇〇 〇〇〇
氏名	〇〇 〇〇
生年月日	
性別	
資格取得年月日	
本人・家族の別	
保険者番号	32340119
保険者名	地方職員共済組合広島県支部

保険者が「地方職員共済組合広島県支部」であることを確認できる画面②

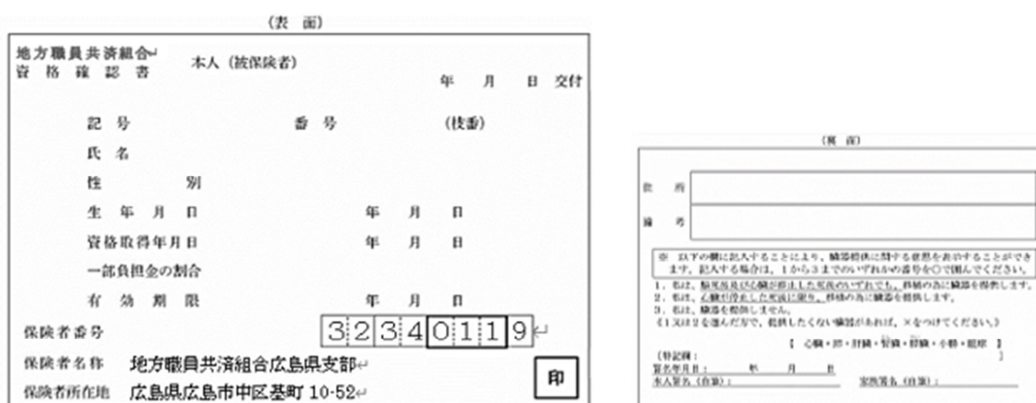
医療保険の資格情報	
保存日時 2024年12月1日 時点	
保険者名	地方職員共済組合広島県支部
保険者番号	32340119
記号	地・広島
番号	000000
枝番	00
氏名	〇〇 〇〇

「保存日時」のある画面の場合は、年度内であるものを提示

有効期限のある会員証（申請により発行）

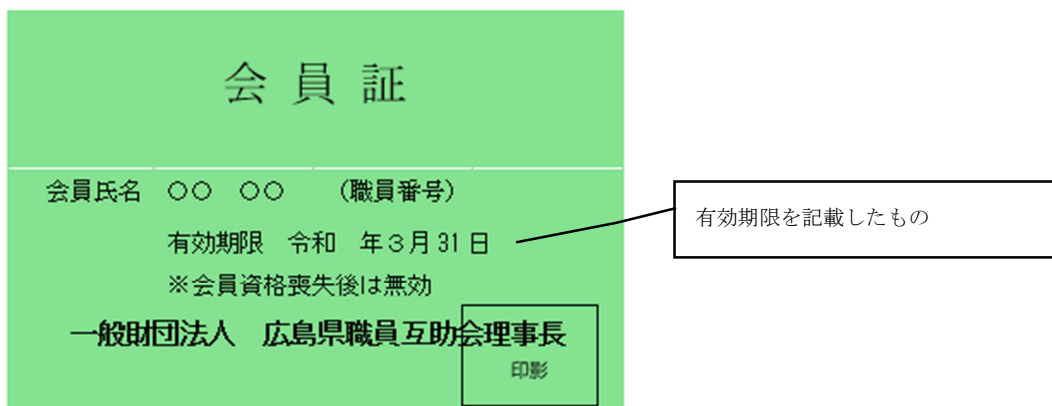


- ② 共済組合員でマイナンバーカードを保険証として利用しない会員
共済組合が発行する資格確認書（有効期限あり）の提示を会員証に代えます。



- ③ 健康保険が共済組合以外の会員（後期高齢者等）
令和7年度以降、一年度に限り有効な会員証を毎年度発行します。（手続き不要）

有効期限のある会員証（申請不要）



- ④ 現行の共済組合員証及び被扶養者証（令和7年12月1日まで。なお、令和7年12月1日以前の有効期限の記載があれば当該有効期限まで）

地方職員共済組合 組 合 員 証	本人(組合員) 記号 地・広島	令和〇年 〇月〇日交付 記号 〇〇〇〇〇〇 扶番(〇〇)
氏 名	〇〇〇 〇〇〇 〇〇 〇〇	
性 別	〇	
生 年 月 日	□□〇年 〇月〇日	
資格取得年月日	□□〇年 〇月〇日	
発行機関所在地 広島県広島市中区基町10-52		
保険者番号・名称 32340119 地方職員共済組合広島県支部		
保険者電話番号 082-513-2262(ダイヤルイン)		

3. 変更年月日

令和6年12月2日

(現在発行済みの有効期限のない会員証は、令和7年3月31日まで使用可能とします。)

4. 現行の会員証及び期限切れの会員証の回収について

令和7年4月1日以降は、2①～④のみ会員証として扱うことから、現行の会員証及び①、③の期限切れの会員証は回収しません。(①、③の会員証に「会員資格喪失後は無効」の記載をするため、年度途中の退職者についても回収しません。)無効になった会員証は本人において確実に破棄をお願いします。